

令和7年度横浜市高速鉄道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和7年度横浜市高速鉄道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|---------------------|--------------------|
| (1) 車 両 数 | 310 両 (54編成) |
| (2) 年 間 走 行 キ ロ | 37,069,000 km |
| (3) 年 間 輸 送 人 員 | 227,256,900 人 |
| (4) 1 日 平 均 輸 送 人 員 | 622,600 人 |
| (5) 主 な 建 設 改 良 事 業 | 駅施設及び電路・機械設備等の改良事業 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 高速鉄道事業収益	51,456,318 千円
第1項 営 業 収 益	44,049,744 千円
第2項 営 業 外 収 益	7,406,574 千円

支 出

第1款 高速鉄道事業費	50,138,840 千円
第1項 営 業 費 用	45,301,452 千円
第2項 営 業 外 費 用	4,807,388 千円
第3項 予 備 費	30,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 20,956,443 千円は、当年度分損益勘定留保資金等で補填するものとする。）。

収 入

第1款 高速鉄道事業資本的収入 25,877,964 千円

第1項	企 業 債	21,176,000 千円
第2項	一 般 会 計 出 資 金	3,086,000 千円
第3項	国 庫 補 助 金	149,000 千円
第4項	一 般 会 計 補 助 金	1,441,584 千円
第5項	そ の 他 収 入	25,380 千円

支 出

第1款 高速鉄道事業資本的支出 46,834,407 千円

第1項	建 設 改 良 費	15,942,890 千円
第2項	企 業 債 償 還 金	30,891,517 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
高 速 鉄 道 3 号 線 延 伸 事 業	令 和 8 年 度	175,000 千円
営 業 区 間 施 設 改 良 工 事	令 和 8 年 度 从 事 開 始 日 以 来 令 和 12 年 度 末 日 以 前 迄	47,000,000 千円
営 業 区 間 施 設 管 理 委 託	令 和 8 年 度 从 事 開 始 日 以 来 令 和 9 年 度 末 日 以 前 迄	2,100,000 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- (1) 起債の目的 高速鉄道建設改良費及び元利償還に充てるため。
- (2) 限 度 額 15,382,000 千円
- 建設改良費充当企業債 12,296,000 千円

- | | | |
|--|---------|--------------|
| | 資本費平準化債 | 2,215,000 千円 |
| | 特例債 | 871,000 千円 |
- (3) 起債の方法
- ア 市債証券の発行または普通貸借の方法による。
- イ 起債の時期は令和7事業年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。
- (4) 利率
- 年 7.0%以内
- ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。
- (5) 償還の方法
- ア 起債年度の翌年度から据置期間を含め、40年以内に償還する。ただし、本期間中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。
- イ 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、40,000,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 10,606,491 千円

(他会計からの補助金)

第10条 事業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、
3,434,674 千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、150,000 千円と定める。

令和7年2月7日提出

横浜市長 山中 竹春